



納税を忘れていませんか？

問 収納課収納係 ☎73-9102

11月～12月は、県税・市町村税の徴収強化月間です。

市は、県や他市町村と連携し、個人住民税や固定資産税をはじめとする地方税の徴収率の向上のため、差押えの強化・周知啓発を行います。期限内の納税にご協力をお願いします。

納税の方法はどんなものがあるの？

- 納付書
- 口座振替
- 金融機関
- コンビニエンスストア
- スマートフォン決済アプリ
- 地方税お支払いサイト



納付書の期限切れでコンビニ払いができない場合はどうしたらいい？

金融機関や郵便局窓口では、期限切れの納付書でも支払いができます。

金融機関や郵便局での支払いが難しい場合は、納付書を再発行するので収納課へご連絡ください。

滞納したままにしていたらどうなりますか？

督促状などが届いても納付せずにいると、財産を差し押さえられます。

法律で、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は差押えをしなければならないと定められています。この場合、本人に対する差押えの事前連絡や、本人の同意は必要ありません。

納税が困難な場合は放置せず早めの相談を

収入の減少や災害、盗難、本人や家族の病気・事故、事業の休廃止など、やむを得ない事情で納税が困難な場合は、一人で悩んだり、放置したりせず、お早めにご相談ください。

差し押さえた財産(物件)を公売します

地方税の滞納処分により差し押さえた財産(物件)を公売する「久留米朝倉地区・県市町村合同公売会」を開催します。期間中、各会場に設置している入札箱で入札ができます。

日時 11月11日(火)～14日(金) 9時～17時

会場 収納課(本館1階)、福岡県久留米県税事務所、他6市町村役場

持参物 身分証明書(運転免許証など)・印鑑・委任状(代理人の場合)

公売物件がない市町村もあります。ホームページでご確認ください。



下水道使用料や 下水道事業受益者 負担金の滞納処分を 強化しています

下水道使用料や下水道事業受益者負担金は、汚水の処理や下水道の整備を行ううえで欠かせない貴重な財源です。滞納がある場合は、市税と同様に催告や差押えなどの滞納処分を実施しています。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

問 下水道課管理係 ☎73-9117

11月11日～17日は 「税を考える週間」です

税金は、安心や暮らしを支える大切な仕組みです。

例えば、子どもたちが学ぶ学校や、安全安心を守る警察・消防、道路や公園の整備など、その費用は税金でまかなわれています。

身近な「税」を考えてみませんか？

問 久留米税務署 ☎32-4461

